

令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業補助金交付要綱

令和2年7月22日
2福保障地第493号

(通則)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和2年5月29日付障発0529第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱（令和2年3月19日付厚生労働省発障0319第5号厚生労働省事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるものほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。そのため、障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等については、以下の取組が求められる。

- (1) 通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の公衆衛生対策の観点から、都又は保健所を設置する区若しくは市から休業を要請される状況が生じた際には、代替となるサービスを提供すること。
 - (2) 障害者支援施設等においては、施設内感染が発生した場合でも、濃厚接触者等に対して、保健所の指示に従ってサービスを提供すること。
 - (3) 訪問系サービス事業所においては、感染防止対策を徹底し、濃厚接触者等に対してサービス提供を継続すること。
 - (4) 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所については、感染防止対策を徹底した上で、休業要請を受けた通所系サービス事業所の代替サービスを提供すること、又は代替サービスを確保するための調整を行うこと、相談支援事業所は、代替サービスの提案に必要な協力をすること。
- 本事業は、これらを踏まえ、障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

(サービスの定義)

- 第3条 この要綱において、「通所系サービス事業所」とは、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。
- 2 「障害者支援施設等」とは、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。
- 3 「訪問系サービス事業所」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援をいう。

4 「相談支援事業所」とは、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援及び地域定着支援をいう。

5 「障害福祉サービス等事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、都とする。

(補助対象事業及び補助対象事業所・施設)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び補助対象事業所・施設は、次の(1)及び(2)に定める事業及び事業所・施設とする。

(1) 障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所におけるサービス継続支援事業

令和2年1月15日以降に、次のアからオまでに該当する都内の事業所・施設(八王子市内にある事業所・施設を除く。ただし、障害児入所施設は補助対象に含む。)並びに「民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(都外障害者支援施設)」(平成23年3月30日付22福保障居第2663号)の別表1に規定する都外独占施設又は都外協定施設及び「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(障害児施設)」(平成16年3月30日付15福障施第1744号)の第2に規定する都外都民施設又は都外協定施設(以下「都外施設」という。)が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続して提供するために必要となる経費について補助を行う。

ア 都又は都内で保健所を設置する区若しくは市から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所

イ 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所(職員に複数の濃厚接触者(保健所が濃厚接触者と判断した者に限る。以下同じ。)が発生し、職員が不足した場合を含む。)

ウ 濃厚接触者となった利用者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び障害者支援施設等

エ ア、イ又はウのうち、障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅を訪問し、できる限りのサービス(電話による支援は除く。)を提供した事業所

オ ア、イ又はウ以外の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅を訪問し、できる限りのサービス(電話による支援は除く。)を提供した事業所

(2) 障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所との連携支援事業

令和2年1月15日以降に、次のア及びイに該当する都内の事業所・施設(八王子市内にある事業所・施設を除く。ただし、障害児入所施設は補助対象に含む。)及び都外施設の利用者の必要なサービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について補助を行う。

ア 第1号のア又はイの障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所
なお、「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかつた日(「新型コロナウィルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な

取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）別添1の2に基づき訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

（補助対象経費）

第6条 第5条第1項（1）に掲げる事業において、以下の各号の経費を1事業所・施設当たり1回まで補助する。

（1）第5条第1項（1）ア、イ、ウ又はエに該当する事業所が要した次の経費

- ア 障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等のサービス継続に必要な費用
 - （ア）事業所・施設等の消毒・清掃費用
 - （イ）マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
 - （ウ）事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - （エ）連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬では評価されない費用
 - （オ）送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用（リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能）
- イ 通所系サービス事業所が人数制限してサービスを提供する際の費用
 - （ア）通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用（リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能）
 - （イ）ICTを活用し、通所しない利用者に対して健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等の費用（通信費用は除く。）
- ウ 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用
 - （ア）サービス提供場所の賃料、物品の使用料等
 - （イ）職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

（2）第5条第1項（1）エ又はオに該当する事業所が要した次の経費

ア 訪問サービス実施に係る費用

- （ア）訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当
- （イ）居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- （ウ）訪問サービス実施のため緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用（リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能）
- （エ）訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用
- （オ）マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

（3）その他知事が必要と認める費用

2 第5条第1項（2）に掲げる事業において、以下の各号の経費を1事業所・施設当たり1回まで補助する。

（1）利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用

- ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬では評価されない費用

（2）職員の応援派遣に係る費用

職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）

(3) その他知事が必要と認める費用

(補助金の交付額)

- 第7条 第5条第1項（1）のアの事業所において、第5条第1項（1）に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表1の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 第5条第1項（1）のイの事業所において、第5条第1項（1）に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表2の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 第5条第1項（1）のウの事業所において、第5条第1項（1）に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表3の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 第5条第1項（1）のエの事業所において、第5条第1項（1）に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表4の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 5 第5条第1項（1）のオの事業所において、第5条第1項（1）に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表5の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 6 第5条第1項（2）に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表6の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 申請者は、交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに東

京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第9条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適當と認めた場合は、次条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

（変更交付申請）

第10条 前条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第8条の規定に準じて、変更交付申請書（別記第2号様式）により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

（補助条件）

第11条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記1の補助条件を付するものとする。

（補助金の交付方法）

第12条 この補助金の交付は、第9条で決定した額を概算で交付、又は、補助事業完了後に、確定払により交付する。

（暴力団の排除）

第13条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

附 則

この要綱は、決定日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、令和2年1月15日以降に要した経費を対象とする。

別記1

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（1）及び（2）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （1）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2）事業の内容を変更しようとするとき。
- （3）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （1）知事は、補助対象事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （2）（1）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告書の提出

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別記第3号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

知事は、5の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

7 補助金の請求

- （1）補助対象事業者は、補助金を概算払いにて交付を受ける場合は、第9条の交付決定後において、請求書（別記第4号様式）に関係書類を添えて知事に提出して行うものとする。
- （2）補助対象事業者は、6の額の確定後において、補助金を請求するときは、請求書（別記第4号様式）に関係書類を添えて知事に提出して行うものとする。

8 補助金の精算

補助対象事業者は、補助金を概算にて交付を受けた場合は、6の額の確定及び超過交付額の返還後、速やかに精算書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

9 是正のための措置

- (1) 知事は、6の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。
- (2) 5の規定による実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

10 決定の取消し

- (1) 知事は、補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は、6の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

11 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (2) 6の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

12 違約加算金

- (1) 補助対象事業者は、10の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金

- (1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

14 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

15 財産処分の制限

- (1) 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。
- (2) 補助対象事業者が知事の承認を受けて（1）の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を都に納付させことがある。
- (3) 補助対象事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

16 関係書類及び帳簿の整理保管

補助対象事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

17 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税仕入控除税額報告書（別記第6号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

18 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。

別表 1

1 対象事業所・施設 (※1, 2)	2 基準単価 (千円) (※3)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
療養介護	1,978	事業所	新型コロナウイルス 感染症に係る障害福祉 サービス等事業者 に対するサービス継 続支援事業の実施に 必要な報酬、給与、 職員諸手当等、賃 金、共済費、旅費、 需用費、役務費、委 託料、使用料及賃借 料、備品購入費、負 担金補助及交付金	10分の10
生活介護	631	事業所		
自立訓練（機能訓練）	288	事業所		
自立訓練（生活訓練）	228	事業所		
就労移行支援	221	事業所		
就労継続支援A型	279	事業所		
就労継続支援B型	294	事業所		
就労定着支援	44	事業所		
児童発達支援	271	事業所		
医療型児童発達支援	172	事業所		
放課後等デイサービス	257	事業所		
短期入所	146	事業所		

(※1) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※2) 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかの
サービスに係る基準単価を用いること。

(※3) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要
と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表2

1 対象事業所・施設 (※1, 2)	2 基準単価 (千円) (※3)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
療養介護	1,978	事業所		
生活介護	631	事業所		
自立訓練（機能訓練）	288	事業所		
自立訓練（生活訓練）	228	事業所		
就労移行支援	221	事業所		
就労継続支援A型	279	事業所		
就労継続支援B型	294	事業所		
就労定着支援	44	事業所		
自立生活援助	23	事業所		
児童発達支援	271	事業所		
医療型児童発達支援	172	事業所		
放課後等デイサービス	257	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給与、職員諸手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金	10分の10
短期入所	146	事業所		
施設入所支援	1,013	施設		
共同生活援助（介護サービス包括型）	335	事業所		
共同生活援助（日中サービス支援型）	299	事業所		
共同生活援助（外部サービス利用型）	150	事業所		
福祉型障害児入所施設	985	施設		
医療型障害児入所施設	529	施設		
居宅介護	107	事業所		
重度訪問介護	175	事業所		
同行援護	60	事業所		
行動援護	106	事業所		
居宅訪問型児童発達支援	33	事業所		
保育所等訪問支援	35	事業所		
計画相談支援	50	事業所		
地域移行支援	36	事業所		
地域定着支援	38	事業所		
障害児相談支援	37	事業所		

(※1) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※2) 多機能型事業所又は障害者支援施設として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

(※3) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表3

1 対象事業所・施設 (※1, 2)	2 基準単価 (千円) (※3)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
自立生活援助	23	事業所	新型コロナウイルス 感染症に係る障害福祉サービス等事業者 に対するサービス継続支援事業の実施に 必要な報酬、給与、 職員諸手当等、賃 金、共済費、旅費、 需用費、役務費、委 託料、使用料及賃借 料、備品購入費、負 担金補助及交付金	10分の10
短期入所	146	事業所		
施設入所支援	1,013	施設		
共同生活援助（介護サービス包括型）	335	事業所		
共同生活援助（日中サービス支援型）	299	事業所		
共同生活援助（外部サービス利用型）	150	事業所		
福祉型障害児入所施設	985	施設		
医療型障害児入所施設	529	施設		
居宅介護	107	事業所		
重度訪問介護	175	事業所		
同行援護	60	事業所		
行動援護	106	事業所		
居宅訪問型児童発達支援	33	事業所		
保育所等訪問支援	35	事業所		

(※1) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※2) 多機能型事業所又は障害者支援施設として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

(※3) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表4

1 対象事業所・施設 (※1, 2)	2 基準単価 (千円) (※3)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
療養介護	3,956	事業所		
生活介護	1,262	事業所		
自立訓練（機能訓練）	576	事業所		
自立訓練（生活訓練）	456	事業所		
就労移行支援	442	事業所		
就労継続支援A型	558	事業所		
就労継続支援B型	588	事業所		
就労定着支援	79	事業所		
自立生活援助	42	事業所		
児童発達支援	542	事業所		
医療型児童発達支援	344	事業所		
放課後等デイサービス	514	事業所		
短期入所	292	事業所		
施設入所支援	2,026	施設		
共同生活援助（介護サービス包括型）	670	事業所		
共同生活援助（日中サービス支援型）	558	事業所		
共同生活援助（外部サービス利用型）	300	事業所		
福祉型障害児入所施設	1,970	施設		
医療型障害児入所施設	1,058	施設		

(※1) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※2) 多機能型事業所又は障害者支援施設として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

(※3) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表 5

1 対象事業所・施設 (※1, 2)	2 基準単価 (千円) (※3)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
療養介護	1,978	事業所		
生活介護	631	事業所		
自立訓練（機能訓練）	288	事業所		
自立訓練（生活訓練）	228	事業所		
就労移行支援	221	事業所		
就労継続支援A型	279	事業所		
就労継続支援B型	294	事業所		
就労定着支援	35	事業所		
自立生活援助	19	事業所		
児童発達支援	271	事業所		
医療型児童発達支援	172	事業所		
放課後等デイサービス	257	事業所		
短期入所	146	事業所		
施設入所支援	1,013	施設		
共同生活援助（介護サービス包括型）	335	事業所		
共同生活援助（日中サービス支援型）	259	事業所		
共同生活援助（外部サービス利用型）	150	事業所		
福祉型障害児入所施設	985	施設		
医療型障害児入所施設	529	施設		

(※1) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※2) 多機能型事業所又は障害者支援施設として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

(※3) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

新型コロナウイルス
感染症に係る障害福
祉サービス等事業者
に対するサービス継
続支援事業の実施に
必要な報酬、給与、
職員諸手当等、賃
金、共済費、旅費、
需用費、役務費、委
託料、使用料及賃借
料、備品購入費、負
担金補助及交付金

10分の10

別表 6

1 対象事業所・施設 (※1, 2)	2 基準単価 (千円) (※3)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
療養介護	989	事業所		
生活介護	316	事業所		
自立訓練（機能訓練）	144	事業所		
自立訓練（生活訓練）	114	事業所		
就労移行支援	110	事業所		
就労継続支援A型	140	事業所		
就労継続支援B型	147	事業所		
就労定着支援	17	事業所		
自立生活援助	9	事業所		
児童発達支援	136	事業所		
医療型児童発達支援	86	事業所		
放課後等デイサービス	128	事業所	新型コロナウイルス 感染症に係る障害福祉 サービス等事業者 に対するサービス継 続支援事業の実施に 必要な報酬、給与、 職員諸手当等、賃 金、共済費、旅費、 需用費、役務費、委 託料、使用料及賃借 料、備品購入費、負 担金補助及交付金	10分の10
短期入所	73	事業所		
施設入所支援	506	施設		
共同生活援助（介護サービス包括型）	167	事業所		
共同生活援助（日中サービス支援型）	129	事業所		
共同生活援助（外部サービス利用型）	75	事業所		
福祉型障害児入所施設	493	施設		
医療型障害児入所施設	264	施設		
居宅介護	41	事業所		
重度訪問介護	67	事業所		
同行援護	23	事業所		
行動援護	41	事業所		
居宅訪問型児童発達支援	11	事業所		
保育所等訪問支援	13	事業所		
計画相談支援	25	事業所		
地域移行支援	18	事業所		
地域定着支援	19	事業所		
障害児相談支援	18	事業所		

(※1) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※2) 多機能型事業所又は障害者支援施設として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

(※3) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。